

国保 8月1日に国民健康保険証を更新します

現在ご使用の国民健康保険証は、平成21年7月31日が有効期限です。8月1日からご使用いただく保険証は7月31日までに被保険者宅へ郵送します。一般のかたは「赤色」、退職者のかたは「緑色」です。



70〜74歳のかたには、「国民健康保険高齢受給者証」も同時にお届けします。現在発行している限度額認定証・標準負担額減額証の有効期限も7月31日ですので、入院などで認定証の必要なかたは改めて申請してください。旧保険証は、市役所市民課、福祉健康センター「すこやか」、もしくは最寄りの公民館へお返しください。

学生などで住民票が勝山市にないかたで保険証が必要なかたは、7月27日までに勝山市役所市民課へ遠隔地保険証の交付手続きをしてください。

申請に必要なもの▼
 修学中のかた 在学証明書など
 長期にわたり住居を離れるかた 入所証明書（施設や寮入所の場合）
 卒業されているかた 必ず市民課へ届けてください。卒業までさかのぼり国保の資格を喪失し、かかった医療費は返還していただく場合があります。国民健康保険料もかかったままですのでご注意ください

「勝山市国民健康保険保養施設等利用助成事業」は、7月末で終了します。

※新たな割引証の発行はしませんので、ご了承ください。
 現在お持ちの「勝山市指定保養施設等利用割引証」の有効期限は平成21年7月31日ですので、お早めにご利用ください。



年金 65歳になったら 老齢基礎年金と老齢厚生年金

特別支給の老齢厚生年金を受けているかた（在職中で全額給付停止されている場合含む）が65歳になったときは、特別支給の老齢厚生年金に代わって、新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けられるようになります。

65歳になる誕生日（1日生まれのかたは前月）の初め頃に、社会保険業務センターから送付される「国民年金・厚生年金保険裁定請求書」（ハガキ）を、誕生日の末日（1日生まれのかたは前月末日）までに必ずご提出ください。届出が遅れますと、年金の支払いが一時保留され受けとれなくなりますのでご注意ください。

提出するもの▼「国民年金・厚生年金保険裁定請求書」（ハガキ）
 （社会保険業務センターから送付）
 提出先▼社会保険業務センター
 提出期限▼65歳になる誕生日の末日（1日生まれのかたは前月末日）
国民年金保険料を納めることが難しいかたへのお知らせ
 保険料を未納のまま放置すると、いざというとき障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れない場合があります。また、将来、老齢基礎年金を受け取る

ことができなかつたり、受け取るこゝとができたとしても少ない年金額になってしまいます。そこで、国民年金ならではの制度をご紹介します。

■一部納付（免除）制度
 本人・配偶者・世帯主の前年の所得が「所得基準」以下の場合に、申請により国民年金保険料の納付が全額免除または一部免除されます。退職（失業）による特例制度もあります。

■若年者納付猶予制度
 同居の両親など（世帯主）の所得が高いために免除に該当しない若いかた（30歳未満）は、本人と配偶者の所得が「所得基準」以下の場合、申請により国民年金保険料の納付が猶予されます。

■学生納付特例制度
 学生のかたで本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

必要なもの▼印鑑、離職票の写し（失業した場合）、在学証明書または学生証の写し（学生の場合）
 申請場所▼市民課

問 福井社会保険事務所
 ☎0776・23・4516
 ☎88・8102

農業委員会委員選挙

8月31日任期満了に伴い、農業委員会委員選挙を行います。

投票日▼8月16日（日）
 午前7時〜午後6時
 ※各選挙区にて即日開票
 投票所▼左記のとおり
 選挙すべき人員▼13人
 第1選挙区（荒土、北郷、鹿倉）5人
 第2選挙区（村岡、北谷、野向）4人
 第3選挙区（勝山、猪野瀬、平泉寺、遅羽）4人
 立候補届出日▼8月9日（日）

立候補予定者説明会を次の日程で開催します。

と き 7月30日（木）午後2時
 ところ 教育会館3階 第1研修室
 内容 立候補届出の手続きに関する説明

立候補受付場所▼
 第1選挙区 荒土公民館
 第2選挙区 村岡公民館
 第3選挙区 勝山市役所（選挙管理委員会）
 問 総務課内 勝山市選挙管理委員会事務局
 ☎88・1116

投票日 8月16日（日）

選挙区	投票所	投票時間
第1選挙区	荒土児童ホール	午前7時〜午後6時
	荒土小細野分校	
	北郷公民館	
	伊知地公民館	
第2選挙区	鹿谷公民館	
	村岡公民館	
	栃神谷公民館	
第3選挙区	北谷公民館	
	野向公民館	
	教育会館	
	猪野瀬公民館	
	平泉寺公民館	
	岩ヶ野公民館	
	遅羽公民館	

大人の背中の人づくり

夢を語る人になりましょう

背中で学ぶこと
 私たちは、自分の行動を、他人からの直接的な指導や指示によって決めているのでしょうか。それとも、他人の姿や言動により自分の生き方や方向を決めているのでしょうか。

先日、巨人の小笠原選手の野球人としての生き方が、さまざまな角度からテレビで放送されていました。小笠原選手は、大切な場面で見事なホームランを打つことが多く、とても頼もしい存在ですが、アンチ巨人の人たちにとっては憎らしい存在です。

しかし、自ら求めて創意工夫を凝らしながら、独自の練習方法を編み出し、毎日怠りなく続けると同時に、裏方の人たちにも気配りできる彼の存在は、ほかの選手たちに好影響を与えているだろうと確信しました。コーチではなくても、彼の存在そのものが、巨人の若手選手を大きく成長させているのではないのでしょうか。

それと同時に、野球を職業としない私たちにも、生きるうえで大きなヒントを与えてくれました。

自ら夢を持つ

大人たちが子どもに向かって、「夢を持つ」と力説しても、そのメッセージは簡単には届かないように思えます。それよりも大人の私たちがさやかであっても自らの夢を持ち、それらを自分の言葉で語ったり、夢に向かって努力したりする姿を見せる方が、はるかにメッセージは届くのではないのでしょうか。

同様のことは、子どもたちに向かって「読書は大切だから、どんどん本を読みましょう。」と語るよりも、自ら本を読み、読書の楽しさを語る方が良いでしょう。

マナー向上にしても、小笠原礼法ゆかりの地に住む私たちが、その極意である「相手を大切に思う心」を持って他人に接すれば、自ずとその心は子どもたちに伝わるでしょう。

この豊かな自然に恵まれた勝山で、私たち大人が、心豊かに生きることによって次世代を育てたいものです。

(N・Y) 『学校で取り組むこと』より

見えています あなたの姿 子や孫が

問 学校教育課 ☎88・8112